救急救命士養成所自己点検票

令和 年 月 日 実施

	養 成 所 名	学科名及び課程名					課程
	所 在 地	修業年限及び定員				年	名
	作成者: 役職名	氏 名					
	調査事			判		関係法令等	備考
1 教	員等に関する事項						
(1) 専任教員の数及び配置は適切か		適		否 🗆	指導要領3(1)	
(2) 指定規則別表一の各教育内容を教授するのに適当な教	員を有し、かつ、そのうち	適		否 🗆		
	医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有するいるか(同等以上:保健師助産師看護師の資格を有する次の者、大学:経験を有する者、看護師救急医療業務実地修練を修了した者等)					指定規則第4条第1項第4号、指導要領3 (4)	
(3	専任教員のうち1人以上は救急救命処置に関し相当の経 けた後に業務経験5年以上の救急救命士であるか	験を有する医師又は免許を受	適		否 口	指定規則第4条第1項第5号、指導要領3 (5)	
(4) 実習には必要に応じ、教員に加えて実習指導員又は実習	助手を配置しているか	適		否 口	指導要領3(2)	
(5	専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は15時間	間を標準としているか	適		否 口	指導要領3(3)	
(6) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者で (医師、救急救命士、救急医療業務実地修練修了者等)	であるか	適		否 口	指導要領3(4)	
(7	〉 教員の出勤状況が確実に記録されているか		適		否 口		
2 学	生に関する事項						
(1	〉 入学資格の審査は確実に行われているか (卒業証明書、	卒業見込証明書etc)	適		否 口	指導要領2(2)	
(2) 1学級の定員10名以上50名以下で、学則に定められた学	生の定員を遵守しているか	適		否 口	指定規則第4条第1項第6号、指導要領2 (1)	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆	記試験、合格基準etc	適		否 口	指導要領2(3)	
(4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する記録が確	実に保存されているか	適		否 口	指導要領2(5)	
(5) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか		適		否 🗆		
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進	級又は卒業の措置は適正か	適		否 🗆	指導要領2(4)	
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか 🦠	※学校保健安全法準用	適		否 口	指導要領2(6)	
3 授	業に関する事項						
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則各別表の各教育 掲げる事項を修得させることを目的とした内容であるか	f分野及び指導要領別表1に	適		否 口	指導要領4(1)	
(2	臨地実習には、シミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含んでいるか				否 口	指導要領4(1)	
(3) 授業の方法は対面授業によるものとなっているか		適		否 口		
(4) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実 から45時間、臨床実習は45時間)	習及び実技は30時間	適		否 口	別表第1備考、別表第2備考、別表第3備 考	
(5) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、 していることを確認して行っているか	当該科目の内容を修得	適		否 口		
(6) 合併授業又は合同授業が行われていないか(昼間部と夜間音		間部、異なる学年)	適		否 🗆	指導要領4(3)	
(7) 同時に授業を行う学生の数は50人以下であるか		適		否 口		
(8	学則に定められていない臨時休校等が行われていないか		適		否 口		
(9) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業)		適		否 口		

救急救命士養成所自己点検票

学科名及び課程名

科

課程

令和 年 月 日 実施

養成所名

	<u>所 在 地 </u>					名名
	作成者: 役職名	氏 名				
	調査事	項	判	定	関係法令等	備考
4	臨床実習に関する事項					
	(1) 臨床実習を行うのに適当な病院又は消防機関を実習施設 (病院は別途臨床実習施設審査基準に合格するもの)	ととして利用しているか	適	否 口	指定規則第4条第1項第10号、(平成4年健康政策局指導課長通知: 救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について)	
	(2) 各指導内容に対する専門的知識に優れ、実習管理責任を存し、十分な指導能力を有する実習指導者による指導が行		適口	否 口	指定規則第4条第1項第10号、指導要領6(1)、(平成4年健康政策局指導課長通知:救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について)	
	(3) 実習人員は、実習施設の実情に応じた受入可能な人数と 10名を限度とすること	し、実習指導者1人につき	適口	否 口	指導要領6(2)	
	(4) 医療機関である臨床実習施設は、次に掲げる機械器具等	を備えていること	適口	否 口	[平成4年健康政策局指導課長通知]救急 救命士養成所の臨床実習施設における実習 要領及び救急救命士に指示を与える医師の 確保について 1(8)	
	(5) 臨床実習について、[平成4年健康政策局指導課長通知] となっているか	に基づいた施設、実習内容	適口	否 🗆	[平成4年健康政策局指導課長通知]救急 救命士養成所の臨床実習施設における実習 要領及び救急救命士に指示を与える医師の 確保について 3及び別表1、別表2	
	(6) 救急用自動車同乗実習について ① 実習前 ・実習プログラムについての検討を行っているか		適口	否 口		
	・受入医療機関における実習担当責任者等は選任させてし ・受入機関との受入契約等は行っているか	いるか	適口	否口		
	② 実習中 ・実習中に事故等が生じた場合の体制は整っているか ・実習中における実習生と養成所との連絡体制については	整っているか	適 口	否 口		
	(相談事項等が生じた養成所との連絡体制はあるか) ・実習を中止せざるを得ない場合の取り扱いは整っているか		適口	否 口		
	(受入機関側あるいは養成所が中止の決定を行うのか) ③ 実習後 ・実習生の評価体制は整っているか		適口適口	否 口		
	・実習プログラムの評価体制は整っているか		適口	否 口		
5	施設設備に関する事項					
	(1) 適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う	学級の数以上)	適口	否 口	指定規則第4条第1項第7号、指導要領5 (1)	
	(2) 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有しているか		適口	否 口	指定規則第4条第1項第8号	
	(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/	·人、実習室3.31㎡/人、	適口	否 口	指導要領5(1)	
	かつ設備機能を保有、内法測定)				指導要領5(3)	
	(4) 次のものを臨地実習用として有すること→ 臨地実習室、 ロッカールームス	患者輸送用自動車 スは更衣室(総定員分のロッカー)	適口	否 口	指導要領5(2)	
	(5) 患者輸送用自動車は、臨地実習が適正に行うことができる	設備機能を有すること	適 🗆	否 口	指導要領5(4)	
	(6) 敷地、校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)		所有□ 適 □			
	(7) 校舎は他の目的に併用されていないか		併用有	□無□		
6	財政に関する事項					
	(1) 養成所の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性	生)	適口	否 口	指定規則第4条第1項第13号	
	(2) 養成所の経理は明確に区分されているか (養成所以外と)		適口	否 口		
	(3)	は父兄から寄附金その他の名	適口	否 口	指導要領7(1)	

救急救命士養成所自己点検票

令和 年 月 日 実施

	養 成 所 名 ———————————————————————————————————		字科名及び記	果程名 ——————	**************************************		
	所 在 地		修業年限及	び定員		名	
	作成者: 役職名	氏	名				
	調 査 事 項			判定	関係法令等	備考	
7	事務に関する事項						
	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存 ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □	すされて し	ること	適口否口			
	⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □						
	(2) 専任の事務職員は配置されているか			適口否口	指定規則第4条第1項第12号		
8	機械器具						
	◎ 教育上必要な機械器具			適口否口	指導要領5(5)		
	(指導要領別表2)						
9	標本及び模型						
	(指導要領別表2)			適口否口	指導要領5(5)		
10	図書			_			
	(1) 教育上必要な専門図書 (1000冊以上)			適口否口	· 指導要領5(6)		
	(2) 学術雑誌 (20種類以上)			適口否口			
11	その他の備品						
	机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)			適口否口			
12	その他変更申請及び届出、報告に関する事項						
	(1) 変更承認申請は変更する日の3ヶ月前までに、知事あて提出してい	るか		適口否口	指導要領1(2)		
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか			適口否口	指定規則第3条第3項		
	(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告し	ているか		適口否口	指定規則第5条		